適用される仲裁の規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6 (a) 4及び8の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(i) 紛争投資家が、1(f)に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、いずれかの締約国の法律の下にある裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続（二国間投資協定に基づく投資紛争解決手続においていかなる手続も開始していないこと。

(ii) (a) 紛争投資家が、1(f)に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、二国間投資協定に基づく投資紛争解決手続においていかなる手続も開始していないこと。

(b) (a)の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の権限のある裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

7 4の規定に従い投資紛争を仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に関する事実に係る根拠及び法的根拠の簡潔な要約（この章の規定に基づくいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c) 4に規定する仲裁のうち当該紛争投資家が適用するために選択するもの

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

8 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i) ＩＣＳＩＤ条約第二章の規定又はＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則の規定であって、紛争の両当事者の書面による同意に関するもの

(ii) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

9 8の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1(f)に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10 4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11の規定の要件に従うことを条件として、4(a)又は(b)に規定する仲裁の場合には投資紛争解決国際センターの事務局長に対し、4(c)又は(d)に規定する仲裁の場合にはハーグの常設仲裁裁判所の事務総長に対し、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

12 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

13 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定並びに関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

14 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

15 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対して意見を提出することができる。

16 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1(f)に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

17 仲裁裁判所は、本案について決定する前に、当該仲裁裁判所の管轄権及び紛争投資家の請求の受理可能性に関する紛争締約国の異議について先決問題として取り扱い、及び、正当な理由があるときは、決定する。仲裁裁判所は、紛争締約国の異議について先決問題として決定するに当たり、正当な理由があるときは、主張を認められた一方の紛争当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び弁護士の報酬を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、紛争投資家の請求又は紛争締約国の異議に根拠がなかったか否かについて検討する。この検討を行う際、仲裁裁判所は、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

18 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この章の規定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、この条及び適用される仲裁規則の規定に従い、費用及び弁護士の報酬についても裁定を下すことができる。

19 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

20 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。